

廃物基準調査表

赤字は重要項目・黒字はその他項目

メーカー 車名	調査	大破又は腐食著しい	中破又は腐食進行	小破又は腐食目立	備考
外装	車枠・車体				
	フロントガラス				
	リアガラス				
	サイドガラス				
	ドア（フェンダー）ミラー				
	ヘッドライト				
	テールランプ				
	バンパー				
	ボンネット				
	ドア類				
内装	座席（運転席）				
	メーター類				
走行・操縦装置	アクセル・ペダル				
	ホイール・タイヤ				
	ステアリング・ハンドル				
	車軸・かじ取り装置				
	ロッド・アーム類				
パワーステアリング					
制動装置	ブレーキ・ペダル				
	駐車ブレーキ・レバー				
	ブレーキのロッド、ケーブル				
	ブレーキ・ホース、パイプ類				
	マスタ及びホイール・シリンダ				
	ドラム、ブレーキ				
ディスクブレーキ					
原動機	エンジン本体				
	排気管				
	冷却系統				
	吸・排気系統				
電気装置	始動装置				
	点火装置				
	発電装置				
	配線関係				
	バッテリー				
燃料装置	燃料タンク				
	キャブレター・噴射ポンプ				
動力伝達装置	ギアボックス（AT、MT）				
	ドライブシャフト				
	プロペラシャフト				
	ディファレンシャル				
	クラッチペダル				

メーカー 車名	調査	大破又は腐食著しい	中破又は腐食進行	小破又は腐食目立	備考
緩衝装置	シャシばね				
	連結部、取付部				
	ショックアブソーバ				

調査については、調査できる範囲での記入をお願いいたします。  
調査出来た場合レ点をし、該当程度に○をしてください。

放置の状況	
車台番号が削り取られている。	
道路運送車両法第15条の抹消登録がされている。	
道路運送車両法第16条の抹消登録がされている。	
室内のごみの散乱が大量にある。	
山中に放置されているなど、状況からして投棄した可能性が高い	
その他の状況	

大破とは、滅失又は概ね2分の1以上の破損（通常復元しにくい・難しい・困難）  
中破とは、概ね2分の1未満4分の1以上の破損（通常復元しにくい・難しい・困難）  
小破とは、概ね4分の1未満の破損（通常復元しにくい・難しい・困難）

配点表

	重要項目	その他項目
大破	10点	5点
中破	6点	3点
小破	2点	1点

所管課・事務局			廃物認定委員会			年	月	日
認点								
項目	箇所数	点数						
重要・大破								
重要・中破								
重要・小破								
その他・大破								
その他・中破								
その他・小破								
廃物認定基準			該当			非該当		

調査日 平成 月 日 調査員